**理事・評議員・運営委員の資格について**

**■一般社団法人及び一般財団法人に関する法律**

**（役員の資格等）**

第六十五条 　次に掲げる者は、役員となることができない。

一 　法人

二 　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 　この法律若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 　前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

２ 　監事は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

３ 　理事会設置一般社団法人においては、理事は、三人以上でなければならない。

**（評議員の資格等）**

第六十五条第一項の規定は、評議員について準用する。

**２** 　評議員は、一般財団法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

**■公益財団法人　枚方市スポーツ協会　定款**

（評議員の選任及び解任）

1. 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

[略]

１０　評議員のうち、理事のいずれか１名と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか１名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。